

次世代育成支援の強化に向けて

株式会社グッドバンカー
リサーチチーム

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代を担う子供たちが健やかに育成される環境づくりを促進すべく、2008年11月、次世代育成支援対策推進法の一部が改正（以下「改正法」）されました。改正のポイントは、一般事業主行動計画¹（以下「行動計画」）の公表と従業員への周知を求めた点や、行動計画の策定・届出が義務づけられる企業範囲を拡大させた点などです。

行動計画の公表と従業員への周知については、従業員数が301人以上の企業は2009年4月以降、101人以上の企業は2011年4月以降にそれぞれ実施することが義務づけられています。

これまでもCSRレポート等で内容を開示する動きは見られましたが、一部の企業の自主的な取り組みにとどまっていた。情報の公表等を通じて、社内でも対策についてより詳細に検討、議論する機会が増えることや、他社の取り組みに関心を持ち、企業同士が切磋琢磨していくことなどが期待できるでしょう。将来的には、計画（Plan）だけでなく実績などを含めた取り組みが開示されるようになると、企業内でのPDCAサイクルがより機能しやすくなるのではないのでしょうか。

行動計画の策定・届出については、従来は従業員数が301人以上の企業に対して実施が義務づけられていましたが、改正法では従業員数が101人以上の企業についても、2011年4月以降、同様の義務が課せられます。

日本は働く人の約7割が中小企業に勤めている²ことから、次世代育成支援の強化にあたっては、中小企業を含めた枠組みづくりが欠かせません。規模の小さい企業ほど、従業員一人が複数の業務を兼任している可能性が高く、育児休業中などに仕事をサポートし合える人的余裕がないことも予想されるため、企業として取り組みの狙いを明確にするとともに、その効果を見極めていくことがより重要となるでしょう。各社とも、競争力の向上につながるような施策をいかに展開していけるかが注目されます。

¹ 事業主が、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための雇用環境の整備等について策定する計画。

² 厚生労働省「平成20年版労働経済の分析」参照。